令和元年度大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会　議事概要

１　日　時　　令和2年2月18日（火）10時00 分から12時00分まで

２　場　所　　ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）4階　大会議室3

３　出席者　　委　員：4名（加藤委員長、石崎委員、岸上委員、里内委員）、欠席1名（玄野委員）

　　　　　　　事務局：大阪府中央卸売市場　5名

　　　　　　　指定管理者：大阪府中央卸売市場管理センター㈱　4名

　　　　　　　傍聴者：3名

４　議　題　　（１）指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について

（２）評価委員会の指摘・提言について

（３）令和2年度の評価項目・基準について

５　議事内容　（委員長：◎、委員：○、指定管理者：●、事務局：□）

1. 指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について

　・指定管理者から、令和元年度の事業内容及び自己評価について説明した。（【資料３】【資料４】参照）

　・施設所管課である大阪府中央卸売市場（事務局）から、施設所管課の評価について説明した。

（【資料３】参照）

1. 評価委員会の指摘・提言について

**《指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価に関する質疑応答、指摘提言》**

**【A評価のままとした項目の理由について】**

○）全体的に評価が高いことは異論がないところ。今年度もA評価のままになっている「Ⅰ-(3)利用者の増加を図るため具体的手法・効果」及び「Ⅱ-（1）利用者満足度調査等」について、それぞれあと何を頑張ればS評価になるのか考えを教えてほしい。

□）Ⅰ-（3）のＳ評価に向けた今後の取り組みとして、目標稼働率に対して未達成となっている仲卸売場の附帯事務所について、仲卸業者に限らず運送業者などの市場業務に関連する業者への利用を働き掛けることで、目標達成を目指されると指定管理者から伺っている。

　　Ⅱ-（1）のＳ評価に向けた今後の取り組みとして、産地から強い要望がなされている産地直送トラックの荷下ろし、待ち時間の効率化を図るため、青果側場内外周道路の導線の変更等により、そのスペースの確保など、実現に向けて引き続き取り組まれると指定管理者から伺っている。

●）Ⅰ-（3）については、開設者からの説明のとおり、仲卸売場の附帯事務所の目標達成ができていない。ただし、全国的な水準から比べると、他の市場よりは稼働率は高い。それらを含めてA評価とさせていただいた。

Ⅱ-（1）について、馴染むかどうかではあるが、エンドユーザーである消費者や買出人の方々までのアンケート調査、聞き取り調査を直接行ったことはない。場内事業者については、職員の場内ラウンドによる聞き取りや警備からの情報、仲卸業者を通じた買出人の方からの情報など、様々なご意見を傾聴し、できるだけ施策に反映してきた。最終消費者までどういうかたちでアンケート調査を行うのか悩ましく思っているが、そこまではカバーできていないところもあり、A評価としている。

**【A評価からS評価へ上がった項目の理由について】**

○）A評価からS評価へ上がった「Ⅱ-（2）その他創意工夫」「Ⅲ-（1）収支計画の内容、適格性及び実現の程度」「Ⅲ-（2）安定的な運営が可能となる人的能力」の３項目は、昨年度までの活動に加えて、新たな取り組みがあったことによって上がったものか。

□）昨年度の本委員会で、委員の皆様方から「１１項目すべてについてＳ評価でも良いのではないか。」というご意見をいただいたことから、指定管理者と施設所管課である府とで再精査し協議を行った結果、３項目については、現時点において更なる成果を発揮できるような新たな取り組みがないこと、これまで業務を円滑に遂行されておりその成果は多大なものであることから、Ｓ評価とさせていただいた。

●）これまでの状況を見極め、今年度以降も引き続きこの水準を維持できることを踏まえ、S評価とさせていただいた。Ⅲ-（1）については、財務状況を見ても健全であり、加えてできるだけ利益は、活性化事業や修繕事業により投資還元するとともに、資産を形成するものについては府へ寄付している。今後も引き続き頑張っていきたいという意思表示も含めてS評価とさせていただいた。

○）良好な水準にあるという委員の皆さんの認識に相違はないと思われる。A評価のままの項目については、あと何をすればS評価になるのかが引き継がれていくように、先ほどの内容を評価欄に加えておいてほしい。

◎）ご指摘のとおり、施設所管課の評価欄に加えるのが良いと思われる。

**【指定管理者、開設者、場内事業者の役割分担について】**

◎）集荷能力を高めることや産地開拓等は荷受会社が基本行うことだが、施設管理者がどういうかたちでサポートしているのか、また、法令順守の指導や啓蒙は誰がやるべきなのか。加えて、市場の活性化としては、取扱金額や取扱量が増えることが最終目的だと思われるが、実現するための手段として、指定管理者、府、場内事業者それぞれの役割分担を教えていただきたい。

□）府は開設者の立場として、取扱量などの情報を提供する立場にある。施設管理としては、効率的な施設管理及び場内事業者のニーズの汲み取りや即時対応といった柔軟な対応を行っていただくため、指定管理者制度を導入し、現場の施設管理は指定管理者に行っていただいている。取引に関しては、自由取引が基本とはいえ、最低限ルールは守っていただく必要がある。卸売市場法を基に条例である業務規程を開設者である大阪府が制定し、最低限のルールの設定・指導を行っている。ただ、大阪府中央卸売市場の特徴として、指定管理者、開設者、場内事業者が「市場を活性化させて安定的に安全な食材を府民に供給する」という共通の目標を共有して、常駐代表者会議等で議論しながら協力して取り組んでいる。完全に3分割しているわけではなく、指定管理者に取りまとめていただきながら、3者が1体となって取り組んでいることが当市場の長所である。

●）まさに活性化事業は開設者、指定管理者が一体となって取り組んでいる。究極の目標は集荷力・販売力を高めることであり、場内事業者と一体となって取り組んでいる。生産地の視察や研修は、卸業者である荷受会社や開設者も入っていただいており、一体となって展開している。また、川下とも連携しており、百貨店でのイベントでは、仲卸業者の新規の取引開始に繋がった事例もある。場内事業者の法令順守については指定管理者と開設者が一緒に現場に行き指導しており、協力しながら取り組んでいる。

**【産地情報等の啓発について】**

○）市場のPRや産地の開拓は重要だが、本業に支障がきたさない程度で取り組んでいただきたい。バイヤーは商品しか見ておらず、産地を知らないバイヤーが増えてきているため、産地の情報をバイヤーに伝えてほしい。バイヤーだけでなく消費者にも産地の情報を知らせることが重要である。引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

●）主任クラスのスーパーのバイヤーとの意見交換会を行ったが、流通の流れや市場の役割を理解されていなかった。啓発していかなければと考えている。JAとの意見交換でも市場の生鮮食料品に対する安全安心の取り組みが知られておらず、啓発が必要であると考える。最終的には消費者へのＰＲであり、市場開放デーなども活用していきたい。ターゲットが広いので、いい知恵などがあればご指導いただきたい。

◎）市場開放デーにより、市場の役割などについての消費者の理解は得られるが、市場の流通が増えるものではない。市場にとってのお客さんはエンドユーザーである消費者であると思われがちだが、そこまで考えなくて良いのではないか。ビジネスの観点から考えれば、バイヤーや飲食店が府市場から買いたいと思わせなければならない。市場の役割についての理解も必要だが、ターゲットを明確にして、他市場との競争の中でどう選ばれるかを中心に考えてはどうか。生鮮の魚を評価しているスーパーはまれであり、ほとんどのスーパーは加工品や総菜の比率を高め、生鮮の比率が下がっている。最終消費者へ魚がおいしいことをアピールすることが必要である。バイヤーが魚のおいしさを理解していないと消費者は加工食品や総菜に流れてしまう。また、市場が加工品にも力を入れることで、新たな市場の役割に繋がることにもなる。

**【市場のPRの方針について】**

○）「Ⅰ-（3）利用者の増加を図るための具体的手法・効果」の評価基準に「府市場の果たしている役割が府民に理解されるよう市場のPRを実施しているか」であるが、市場のPRとして小学生の見学者の人数も重要ではあるが、もっとこういうところに対しPRしたら効果が得られるのではないかといった方針を教えていただきたい。

●）市場の見学は、直接現場まで入って行っており、仲卸業者に手間や苦労をお掛けしている中で、一定のご理解を頂いた上で行っている。これらの取り組みは他市場ではないものであり、継続して取り組んでいければと考えている。

**【評価票と第3四半期報告書の金額差異について】**

○）評価票と「第3四半期の利用状況及び経理状況報告書」の貸借対照表の営業利益、経常利益及び期末利益余剰金について、金額の差異があるため確認をお願いしたい。

●）精査した上で、報告させていただく。

1. 令和2年度の評価項目・基準について　【資料６】

◎）先程の指定管理者からの自己評価の説明の中であった、評価基準の見直しについて改めてご説明ください。

**【Ⅰ-(5)『施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度』について】**

●）評価項目のⅠ-(5)『施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度』の評価基準では、

・点検・補修が的確かつ迅速に行われているか

・施設の維持管理のための改修工事を積極的に実施できているか

と規定されているが、日常の点検・補修や改修工事と府からの依頼事業が一括りになっている。府からの依頼事業については、日常の点検・補修や改修工事とは次元が違い、依頼事業が評価基準に表れていない。項目出しをしていただいた方が良いと思われる。

**【Ⅰ-(4)『サービスの向上を図るための具体的手法・効果』について】**

●）評価項目Ⅰ-(4)『サービスの向上を図るための具体的手法・効果』の評価基準である

　　　　・市場の活性化を図るための取り組みが計画に基づき実施されているか

　　・市場設備のコールドチェーン化を推進する取組をしているか

について、サービスの向上を図るための具体的手法になじむのか。若干疑問に思っている。

**【Ⅰ-(3)『利用者の増加を図るための具体的手法・効果』について】**

○）Ⅰ-（3）『利用者の増加を図るための具体的手法・効果』の評価基準に『府市場の果たしている役割が府民に理解されるよう市場のPRを実施しているか』とあるが、府民への市場のＰＲによって、ビジネスとしての市場の利用者が増え、取扱量の増加に繋がるのか疑問に思われる。利用者が増加し、取扱量を増やすためのPR実施についての評価基準がないのは少し疑問に思う。

□）直接の取引は産地であり、バイヤーが市場の取扱量に繋がるターゲットなのはもちろんのことだが、府の施設なので府民の方々に市場の役割を理解いただくのも重要なことだと思っている。府民の方々に重要な施設であると思っていただくため、PRは引き続き頑張っていきたいと考える。

□）令和2年度の評価項目・基準については、指定管理者と打ち合わせの上、こちらで案を作成した上で、委員の皆様に確認させていただく。

以上